



**受講料  
無料**



厚生労働省 緊急人材育成支援事業新規成長・  
雇用吸収分野等訓練コース(実践演習コース)  
訓練番号 認22-11-03-20-0355号

# ショップ・マネジメント科 受講生募集

小さなショップの店長から、大型店舗のマネージャーの就職を目指す方から、将来独立して自分のショップを開業したい方まで、夢実現を支援します！

募集定員	<b>30名</b> (※応募者が募集人数に達しない場合、訓練の実施を中止する場合があります。)	
受講料	<b>無料</b> ※自己負担額:教材テキスト11,000円 ※職場見学の往返交通費	
訓練期間	平成22年11月1日(月)～平成23年1月31日(月)	訓練時間 10時00分～16時30分(月～金) ※土曜・日曜・祝日は休講です
訓練手法	昼学	募集期間 平成22年9月17日(金)～平成22年10月5日(火)
受講日	平成22年10月7日(木)	受講結果通知日 平成22年10月8日(金)
実施機関	特定非営利活動法人 笑いと未来の絆	
実施施設	所沢市 生涯学習推進センター	
申込方法	最寄りのハローワークにて就職相談を受け、受講申込書に必要項目をご記入のうえ、認定番号と承認印を頂き、下記住所にお送り下さい。 ※写真(縦4cm×横3cm)1枚が必要になりますので、事前に準備して下さい。 ※郵送のために、以下のFAX番号にファックスの送信料を別途お支払いいたします。	

## アクセス



- 西武新宿線「航空公園駅」東口より徒歩約17分
- 「新大宮線」東口徒歩バス「エスタシティ」西側・北本通り沿線・所沢駅前口、沿道にて「親父茶屋」入口、下車徒歩1分

**訓練実施施設**  
所沢市 生涯学習推進センター  
所沢市並木6-4-1

**申込送付先・お問合せ先**  
特定非営利活動法人 笑いと未来の絆 〒359-0024 埼玉県所沢市下安松98番地の114  
電話番号 **042-491-8836** FAX **042-494-6858**

## 訓練目標

店舗運営に必要とされる基礎的知識を理解するだけにとどまらず、自らのショップを開業する際に必要な実践的ノウハウまでを習得する。

## 想定する 就職先の職務

店舗のマネージャー職に止まらず、将来独立開業を目指す方に向けて、経理財務、ビジネス法務等幅広い知識の習得に役立ちます。

## 訓練 カリキュラム

### 学 科

- 経営戦略基礎  
(法人・個人事業主の違い、会社の目的、SWOT分析、競争戦略)
- マーケティング基礎  
(流通経路、商品計画・仕入計画・在庫管理・販売管理)
- ビジネス会計基礎  
(簿記の仕組・目的、決算書の作成、利益計画、損益分岐点分析)
- ビジネス法務基礎  
(売買契約・請負契約・委託契約、債権の回収管理・担保)

### 実 技

- キャリアプラン作成実技(自己のキャリアの概略、強みの発見、職務経歴書の書き方)
  - ビジネスマナー実技(第一印象/挨拶、敬語、ビジネス会話・文書、クレーム対応)
  - カラーコーディネート実技(色彩学、カラーマーケティング、イメージデザイン)
  - コミュニケーション実技(コミュニケーション、傾聴手法、質問技法、共感)
  - パソコン実務実技(マウスやキーボードの使い方、ファイル操作、チラシ作成)
  - ビジネスプラン作成実技(企業理念と経営目標・目的、ビジネスプラン作成、報告会)
- ※ 職場見学(3日)



## 訓練・生活支援 給付金について

基金訓練を受講している間、一定の要件を満たす方は、訓練・生活支援給付金の支給を受けることができます。

(被扶養者のいる方:月額12万円、それ以外の方:月額10万円)

※以下の全てに該当する人が訓練・生活支援給付金の支給対象者となる方です。

- ① ハローワークに求職登録されている方で、ハローワーク所長の勧奨を受けて基金訓練を受講する方
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方(申請時点の前年の状況によります)
- ④ 申請時点で年収見込が200万円以下、かつ世帯全体の年収見込が300万円以下の方
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧ 就労安定資金融資(常用就職活動費)等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方



## 注意事項

※訓練・生活支援給付も受けた月数が、それ以前に訓練生活支援給付も受けた月と合計して24か月を超える場合、支給は終了します。 ※訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以外の給付金は支給されません。 ※算定基礎日数における訓練日数が10日に満たない場合、支給されません。 ※この給付金は、所得税の対象となるので確定申告が必要となる場合があります。